

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月30日	
栃木県知事 福田 富一 様	
提出者 住 所 栃木県鹿沼市さつき町7番1号 氏 名 住友ベークライト株式会社 鹿沼工場 工場長 前田 真孝 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0289-76-2131	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	住友ベークライト株式会社 鹿沼工場
事業場の所在地	栃木県鹿沼市さつき町7番1号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	プラスチック製品製造業
②事業の規模	11,069百万円/年
③従業員数	303名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添一処理工程(1)(2)を参照してください。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別添－管理体制を参照してください。			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和5年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油＋廃アルカリ	その他合計
	排 出 量	1, 0 0 6 . 9 1 0 t	2 5 4 . 7 6 0 t
	(これまでに実施した取組) ① 異常の減少及び設備改善等による発生抑制 ② 分別の徹底による有価物化 ③ 包装材の簡素化・リターナブル化の推進 ※ 詳細については、別添－令和5年度実績と令和6年度計画を参照してください。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油＋廃アルカリ	その他合計
	排 出 量	9 5 9 . 5 8 5 t	2 5 4 . 7 6 0 t
	(今後実施する予定の取組) ① マテリアルフローコスト分析の導入による廃棄物削減効果の明確化を継続予定。 ※ 詳細については、別添－令和5年度実績と令和6年度計画を参照してください。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 全ての廃棄物を処理方法に応じて既に分別済み。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 新規廃棄物が発生した場合の分別方法を検討する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和5年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和5年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和5年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和5年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油＋廃アルカリ	その他合計
	全 処 理 委 託 量	1, 0 0 6 . 9 1 0 t	2 1 5 . 0 7 3 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	1, 0 0 6 . 9 1 0 t	1 6 9 . 6 0 0 t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	0 . 0 0 0 t	0 . 0 0 0 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 . 0 0 0 t	0 . 0 0 0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 . 0 0 0 t	7 . 7 0 0 t
	(これまでに実施した取組)		
	① 染色工程から出る廃油および廃アルカリの内、1,000 t 前後／年 を廃油濃縮分離装置による削減を継続予定。 ※ 詳細については、別添一令和5年度実績と令和6年度計画 を参照してください。		

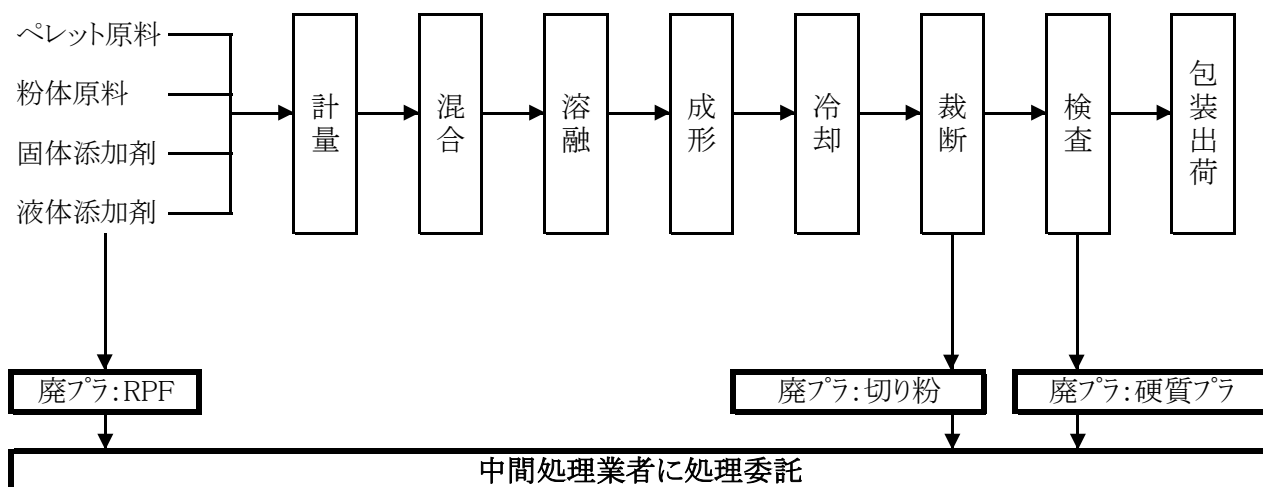
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油＋廃アルカリ	その他合計
	全 処 理 委 託 量	9 5 9 . 5 8 5 t	2 5 4 . 7 6 0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	9 5 9 . 5 8 5 t	1 6 9 . 6 0 0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 . 0 0 0 t	0 . 0 0 0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 . 0 0 0 t	0 . 0 0 0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 . 0 0 0 t	7 . 9 1 0 t
	(今後実施する予定の取組) ① 染色工程から出る廃油および廃アルカリの内、47.325 t／年を生産方式の改善により削減予定。 ※ 詳細については、別添一令和5年度実績と令和6年度計画を参照してください。		
※事務処理欄			

備考

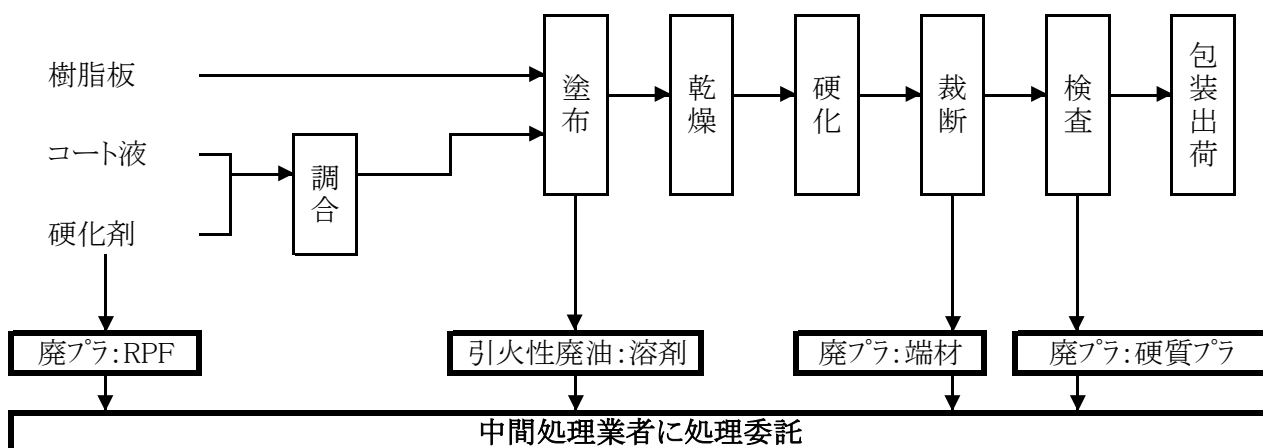
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

<処理工程(1/2)>

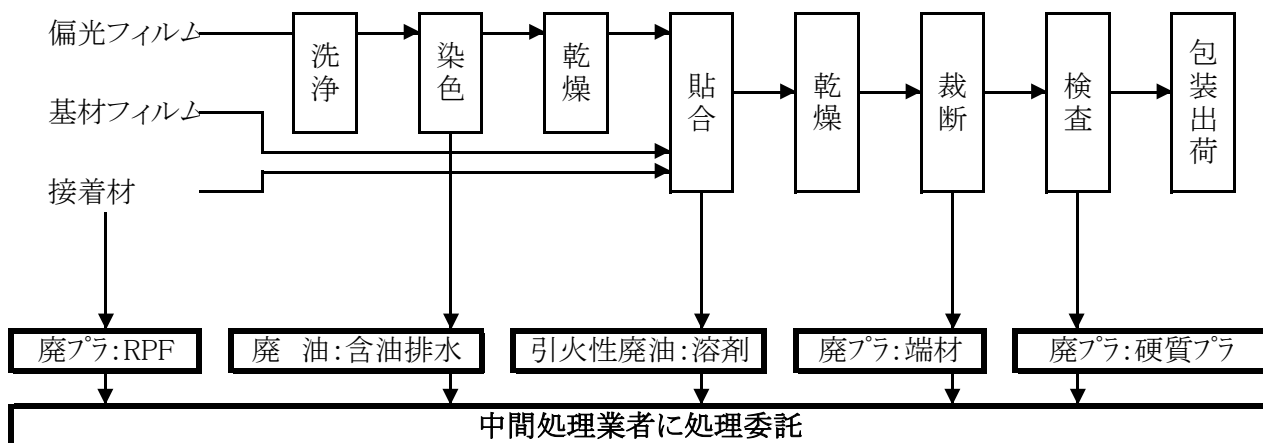
図－1【熱可塑性樹脂板】



図－2【機能性樹脂板】

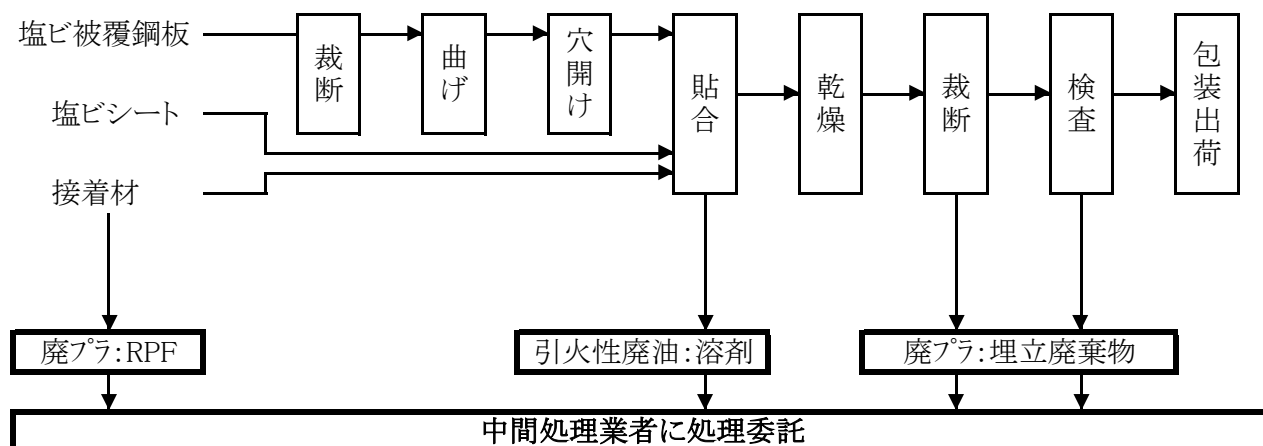


図－3【機能性フィルム】



< 処理工程 (2 / 2) >

図-4【防水部材加工】



共通品目

包装材:RPF、硬質プラ

廃 油:潤滑油、作動油

木くず:廃パレット、端材

廃 酸:真空ポンプ凝集液

廃プラ:焼却廃棄物

廃アルカリ:真空ポンプ凝集液

ゴムくず:焼却廃棄物

廃アルカリ:ロール表面洗浄液

塩ビくず:埋立廃棄物

廃アルカリ:ロール内部洗浄液

ガラス・コンクリート・陶磁器くず:埋立廃棄物

その他

引火性廃油:廃液、試薬、塗料

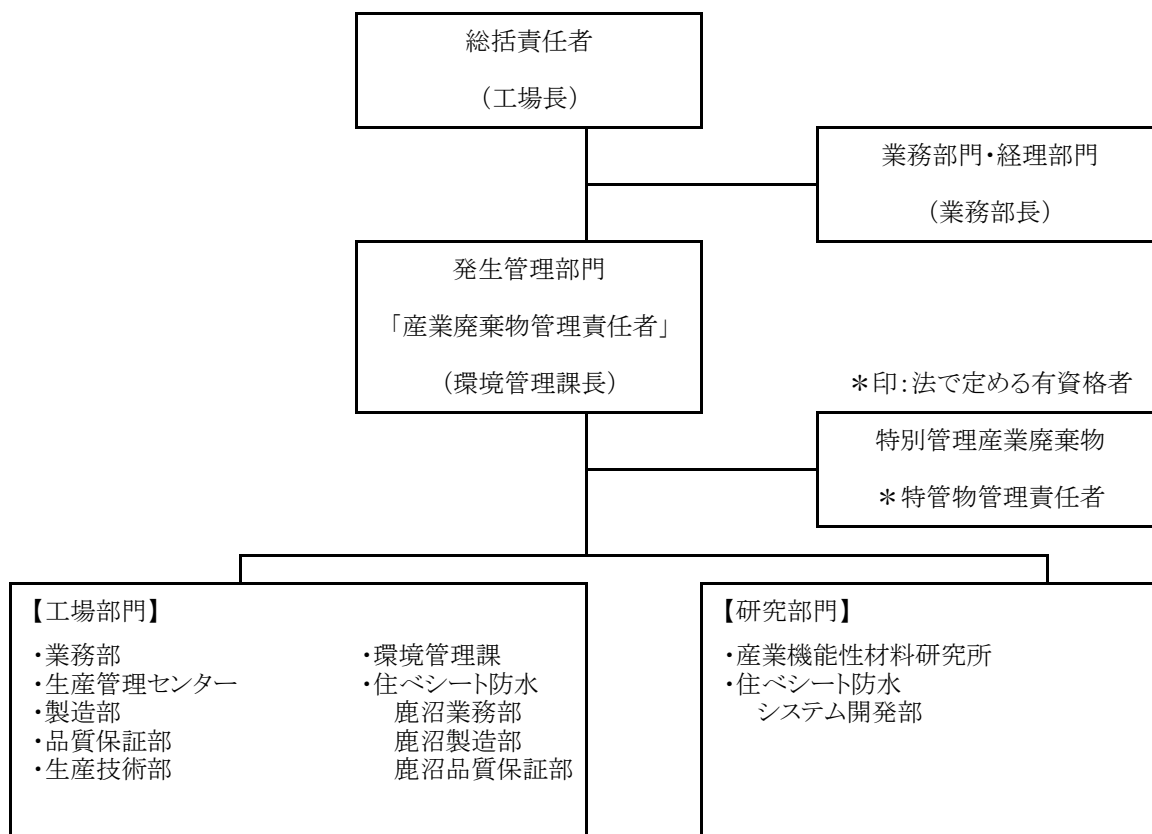
廃 酸:試薬

廃アルカリ:試薬

中間処理業者に処理委託

<管理体制>

(1) 責任者及び管理組織図



(2) 各部門責任者の責務

責 任 者	責 務
総括責任者	廃棄物に関する業務を総括管理する。
業務部門責任者	収集・運搬および処理委託業者との委託契約書を管理する。
経理部門責任者	廃棄物処理費用の出納を管理する。
発生管理部門責任者	①発生から処分に至る総括的な把握。(種類・性状・発生量・処理方法・費用等) ②処理委託業者との委託契約書作成。③処理委託業者への処理依頼。 ④「産業廃棄物マニフェスト」(管理票)の交付。 ⑤処理委託業者の指導、定期的査察。⑥行政官庁に対する報告、届出 ⑦廃棄物処理技術に関する情報の収集。⑧減量化、再生利用に関する調査研究。 ⑨「産業廃棄物管理責任者」を担当する。
特別管理産業 廃棄物管理責任者 (法第12条の2)	特別管理産業廃棄物の処理に関して ①発生から処分に至る総括的な把握。(種類・性状・発生量・処理方法) ②処理委託業者との委託契約書作成。③処理委託業者への処理依頼。 ④「産業廃棄物マニフェスト」(管理票)の交付。 ⑤処理委託業者の指導、定期的査察。⑥行政官庁に対する報告、届出。 ⑦廃棄物処理技術に関する情報の収集。
工場部門及び研究 部門等の責任者	①発生する廃棄物の種類、性状及び量の把握。②環境管理課への処理依頼。 ③保管施設の管理。④減量化、再生利用の方策検討。

(3) 教育

- ①新入社員に対して本規則の主旨、内容について教育する。
- ②部内で発生する廃棄物の取扱について教育、指導する。

(4) 情報公開

工場の環境目的・目標に廃棄物削減を掲げ、毎月進捗状況を掲示している。定期的に発行する第三者審査を受けた環境報告書の中で、廃棄物に関する情報をはじめ、大気及び水質関係の情報を公開している。

産業廃棄物排出量の令和5年度実績と令和6年度計画

産業廃棄物の種類(1／2)	廃油		廃アルカリ		その他合計		廃プラスチック類		木くず		
全処理委託量(単位:t)	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	
	671.650	640.082	335.260	319.503	254.760	254.760	126.920	126.920	104.910	104.910	
	優良認定処理業者への 処理委託量	671.650	640.082	335.260	319.503	169.600	169.600	46.900	46.900	99.770	99.770
	再生利用業者への処理委託量	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	認定熱回収業者以外の熱回収を 行う業者への処理委託量	0.000	0.000	0.000	0.000	7.700	7.700	7.700	7.700	0.000	0.000

※ 染色工程から出る廃油および廃アルカリの内、47.325t/年を生産方式の改善により削減予定。

[illegible]